

## 別紙 1

### 地下水と土を育む認証農産物生産基準

#### 1 対象品目

農産物のうち文献等により、降雨による地下への涵養量及びほ場から窒素分の持ち出し量が積算が可能である品目とする。

#### 2 生産原則

農業の持つ自然循環機能の維持増進を図り、次の生産の原則に基づくものであること。

- (1) 化学的に合成された肥料及び農薬の使用の低減を基本とすること。
- (2) 堆肥等有機物による土づくりによって土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させること。
- (3) 生産に由来する環境への負荷をできる限り低減し、地下水への影響を考慮した栽培方法を採用して生産すること。

#### 3 生産の基準

##### (1) 土づくり

堆肥等有機物資材や緑肥作物等の利用により、土壌の性質を改善する土づくりを実施すること。なお、堆肥等有機物資材を活用した土づくりにおいて、家畜排せつ物由来の堆肥を使用する場合、県内で生産された家畜排せつ物由来の完熟堆肥を適切に使用すること。

##### (2) 施肥

土壌診断を実施し、農地に投入される窒素肥料成分のうち、作物に吸収されず作土層から溶けだす濃度が、国の環境基準（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、10 mg/L）以下になるよう施肥設計を行うとともに、局所施肥、肥効調節型肥料や有機質肥料施用などにより化学的に合成された肥料の施用低減を行うこと。

##### (3) 農薬の使用回数

化学的に合成された農薬の低減に努めるとともに、他の制度も取り組む場合にはその制度の基準を満たすものとする。

##### (4) 生産ほ場

責任者が生産ほ場等を特定できること。

なお、生産者等は必要に応じて、ほ場等に立て札等を設置すること。